

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下北山村は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

下北山村長

公表日

平成27年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	市区町村にある土地・家屋・償却資産の情報を管理し、証明書を発行する。 固定資産の価格をもとに税額を算出し、通知書・納付書を発行する。 ①土地・家屋・償却資産の異動を行う。 ②固定資産の各種証明書の発行を行う。 ③固定資産の名寄せ・課税を行う。 ④通知書、納付書を発行する。 ⑤過年度の固定資産については、更正を行う。
③システムの名称	①Tops21-e 固定資産税システム ②中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 徳本 貢一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983番地 07468-6-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983番地 07468-6-0001

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる